

1. 候補者が自己都合により入社辞退又は退職した場合、乙は甲に対し、第 4 条に定める紹介手数料のうち、次の各号に定める時期に応じた金員を甲の指定する銀行口座に振り込んで返還する。ただし、候補者の退職が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。
 - (1) 入社後 30 日以内の退職又は入社辞退の場合
紹介手数料の 50%を返還
 - (2) 入社後 60 日以内の退職の場合
紹介手数料の 25%を返還
 - (3) 入社後 60 日経過後の退職の場合
紹介手数料の返還は行わない。
 - (4) 懲戒解雇、普通解雇、諭旨退職又は退職勧奨による退職の場合
紹介手数料の返還は行わない。
2. 前項の返還義務が生じた場合、甲は、候補者の退職又は解雇した日が属する月の翌月末日（以下「通知期限」という。）までに乙に通知しなければならない。甲が、通知期限までに通知をしなかった場合には、乙は前項に定める返還義務を負わないものとする。第 1 項に基づく返還は、甲が前項に基づく通知を行った日が属する月の翌月末日までにこれを行うものとする。